

平成27年2月12日厚生労働省告示第21号の内容

○厚生労働省告示第二十一号

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）第六条第三項、第七条第二号、第八条第一項第二号、第九条及び第十一条の規定に基づき、介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十七年年度の医療保険者の納付金の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額をそれぞれ次のように定めたので、同令第十三条の規定により公示する。

平成二十七年二月十二日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の規定に基づき平成二十七年年度の医療保険者の納付金の算定に關して厚生労働大臣が定める率及び額

区分	率又は額
介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号。以下「省令」という。）第六条第三項に規定する算定率	〇・〇〇〇九四九六七
省令第七条第二号に規定する率	一・一〇〇八九六二八
省令第八条第一項第二号に規定する率	〇・九八三九〇九〇六
省令第九条に規定する第二号被保険者一人当たり負担見込額	六二、一二〇円
省令第十一条に規定する第二号被保険者一人当たり負担額	五八、四五二円

平成25年度の納付金の精算に係る利息分等の算定に要する率

平成25年度から平成27年度の介護給付費等の見込伸び率

平成25年度から平成27年度の第2号被保険者数の見込伸び率

平成27年度における第2号被保険者の1人当たり負担見込額

平成25年度における第2号被保険者の1人当たり負担額